記者発表資料

平成２４年１０月９日
郡 山 国 道 事 務 所

特殊車両指導取締を実施します

道路を通行する車両で、その大きさや重量などが一般的制限値を超える車両を「特殊車両」といいます。（※【別紙１】参照）

特殊車両は、制限値（特に重量）を超えることにより道路構造物の劣化を早めることとなり、また特殊車両による交通事故は、道路構造及び交通に多大な影響を及ぼすことになります。（※【別紙２】参照）
そのため特車車両には通行に必要な条件（走行時間帯、誘導車の配置、徐行など）を付してその通行を許可しています。

郡山国道事務所では、特殊車両通行許可制度の普及啓発と違反車両に対して是正指導を行うことを目的に猪苗代警察署と協力し、特殊車両の指導取締りを実施します。

実施日時　平成２４年１０月１０日（水）１０：００～１１：３０
実施場所　猪苗代車両検測所（国道49号 猪苗代町大字山形字出戸蟇目地内）

実施場所位置図



過去の指導取締りの状況



【記者発表会：郡山記者クラブ、会津若松市記者クラブ】

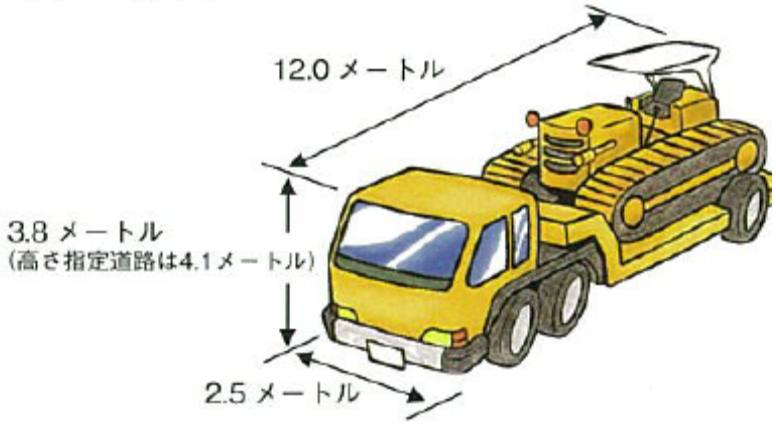
問 い 合 わ せ 先
国土交通省　東北地方整備局　郡山国道事務所
技術副所長　横山　修司（よこやま　しゅうじ）内線２０５
管理課長　　岩渕　　誠（いわぶち　まこと）内線４３１
郡山市安積町荒井字丈部内２８－１
ＴＥＬ．０２４（９４６）０３３３（代表）

【別紙1】

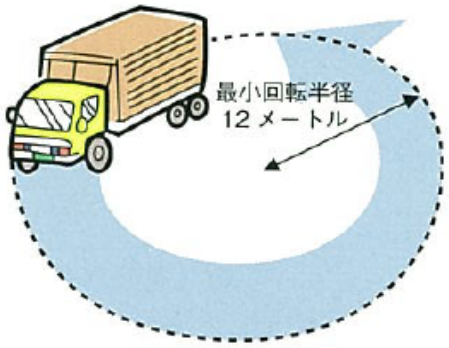
道路は、一定の構造基準により作られています。
そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。
この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）

一般的制限値とは？

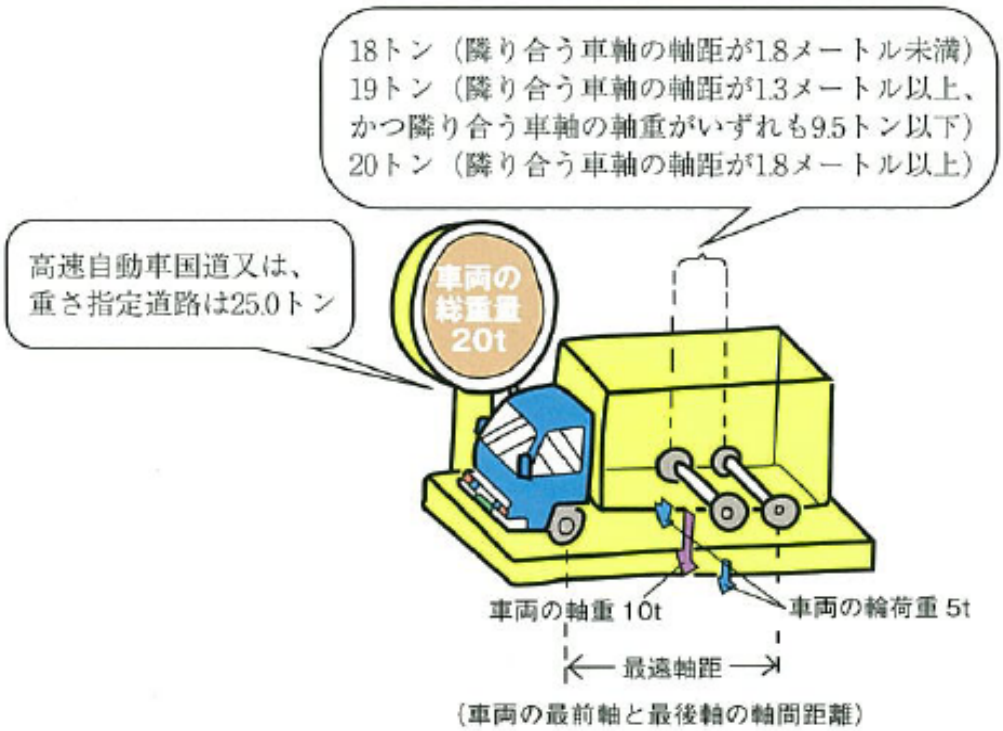
車両の幅、長さ、高さ



車両の最小回転半径



車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重



上記のうち、1つでも制限値を超えていれば「特殊車両」となり
通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。

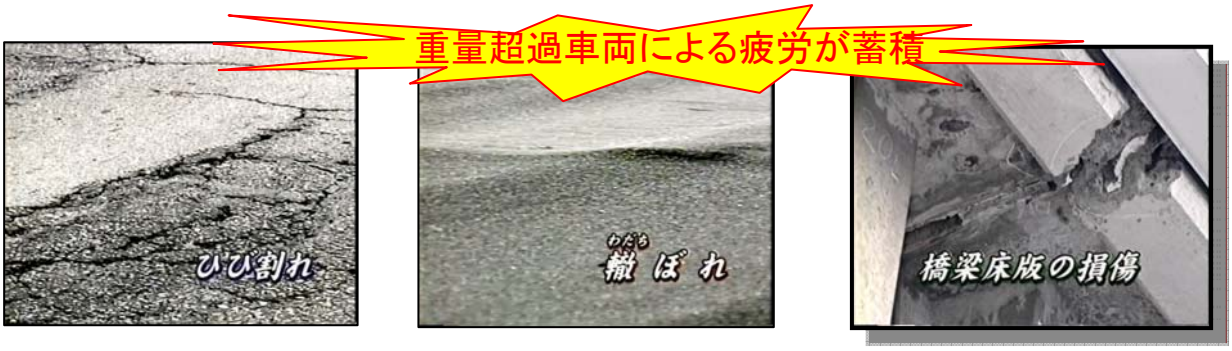
【別紙2】

特殊車両が道路に及ぼす影響

重量超過車両の通行による、道路への疲労の蓄積は、舗装や構造物に及ぼす影響が大。
大型車両１台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、舗装に対しては約2台分、橋梁に対しては約9台分の疲労が蓄積。



【舗装に与える疲労イメージ】　【橋梁に与える疲労イメージ】



特殊車両の事故による影響

平成24年6月発生。
セミトレーラーが反対車線にはみ出し、歩道橋の階段部分に衝突。
約2時間30分の通行規制。歩道橋階段の損傷。

